

平成25年12月3日

新潟市議会議長 様

議員 野本 孝子

質問通告書

次のことについて質問したいので、会議規則第61条第2項の規定により通告します。

質問方式	一括 ・ 一問一答 ・ 分割
------	---------------------------

発言の要旨

1. 介護保険制度の改定案について

(1) 要支援者向けサービスの60%を占める訪問介護と通所介護を、市町村の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」にすべて移行する計画で、事業内容や人員・運営基準は市町村の裁量で行うことになるが、本市はどのような対応を考えているのか

(2) 新しい総合事業の訪問型・通所型サービスについて

ア. 訪問型サービス・通所型サービスの担い手を民間企業やNPO、ボランティアを想定しているが、受け皿はあると考えているのか

イ. 専門性のないボランティアでの対応では高齢者の命や健康が守れなくなることが懸念されるのではないか

ウ. 既存の介護事業者を利用する場合でも、現在の介護報酬以下の単価にすることとされており、介護職員の処遇の低下と事業者の撤退につながらないよう、市として対応すべきではないか

エ. 国は介護保険財政から出す財源に上限を設けるとしており、市は絶えずサービスの抑制を市民に強いるか、市の独自負担をふやすかの選択を迫られると考えるが、見解をうかがう

オ. 要支援者の介護保険外しは、介護費用の削減が目的であることは明白で、市として国に対し介護保険による給付の継続を要望すべきと考えるがどうか

(3) 特養ホームの入所要件を中重度者に重点化することについて

ア. 特養ホームの入所が要介護3以上に限定するとの方針だが、軽度者の入所理由は介護者不在・介護困難・住宅問題などであり、生活の場を失う「難民」を生み出すことになるのではないかと考えるがどうか

イ. 「施設から在宅へ」の受け皿として、市は「サービス付き高齢者住宅」の建設を推進しているが、低所得者はとても利用できるものではなく、低廉な家賃の住宅の確保に努めるべきと考えるがどうか

(4) 「地域包括ケアシステム」は、高齢者を地域・在宅に無理やり移行させる受け皿にしようとするもので、「社会保障制度改革推進法」が求める自助・共助そのままに、介護の公的責任を放棄することになると考えるがどうか

(5) 新潟市第6期介護保険事業計画の策定に当たっては、「利用者本位」で高齢者の「尊厳」が守られる計画にするべきであり、その財源を国に要望すると同時に、市単でも対応すべきと考えるがどうか

2. 生活保護基準引き下げの影響について

(1) 生活保護法改正(案)の問題点について

ア. 生活保護法改正(案)の一番の問題は、申請手続きの厳格化と扶養義務の強化によって、「水際作戦」を合法化することになると指摘されているが、認識をうかがう

イ. 厚生労働省は法案成立後も、「申請手続きは現行通りとする」としており、市の福祉事務所も同様の対応であるべきと考えるがどうか

(2) 生活保護基準の引下げの影響について

ア. 県は7月と9月の家計費比較抽出調査を実施し、分析を行い、必要があれば基準引き下げについて国へ意見を上げるとしているが、市としても調査の結果を見て、対応すべきと考えるがどうか

イ. 生活保護基準の引下げによって63事業が影響を受けるが、H26年4月の保護基準引き下げで生活保護を外れる世帯には、今年度同様減額免除を継続すべきと考えるがどうか

ウ. 厚生労働省の「H22国民生活基礎調査」では、H21年度の子どもの貧困率は15.7%である。「貧困の世代間継承」を断ち切るために、子どもの貧困の克服に向けて全庁をあげた取り組みにしていくべきだと考えるが、見解をうかがう

エ. 生活保護世帯を対象に行っている「子どもの健全育成事業」は拡充すべきと考えるがどうか

(4) 「貧困の世代間継承」を断ち切るための教育施策について

ア. 低所得世帯の子どもは学力が低い傾向がみられるといわれ、子どもの貧困を社会的な問題ととらえ、「貧困の世代間継承」を断ち切るために、社会的な教育支援を行うべきと考えるがどうか

イ. SSW の配置は大変有効であり、さらなる拡充が求められると考えるがどうか

ウ. 就学援助制度について

①生活保護基準の引下げによって、来年4月から就学援助を受けられなくなる児童生徒が797人発生するが、市として現行の水準を堅持すべきと考えるがどうか

② 生活保護基準の1.1倍の第2階層は、基準額引き下げによる生活保護を外れた階層であり、その支給率は100%にすべきと考えるがどうか